

## 給水装置の名義変更届出について

市では給水装置の所有者に変更があった場合、届出をしていただくことを条例で定めています。

### 根拠

昭島市水道条例（抜粋）

第27条（届出の義務）

- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 給水装置の所有者に変更があったとき。
  - (2) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。

給水装置には、「所有者」と「使用者」があります。

「所有者」とは給水装置の権利を所有する方のことをいいます。

「使用者」とは実際に水道を使用して水道料金をお支払いいただいている方のことをいいます。

このため所有者に変更があった場合は、速やかに市に届出をお願いします。（例：売買や相続などで、給水装置の所有者が変わった場合）

届出場所：昭島市朝日町4-23-28

昭島市水道部 工務課 給水係

届出書類：給水装置所有者名義変更届

（注）旧所有者の署名捺印がもらえない場合は、売買契約書の写し・全部事項証明書（登記簿謄本）など、その所有を推定できるものを添付してください。（コピーで結構です）

昭島市水道部工務課給水係

TEL：042-543-6115